

一八三一年二月七日の

ベルギー憲法（訳）

山本浩三

第一編 領土とその区分

第一条 ベルギーは、州に区分される。これらの州は、アンヴエル、ブラバン、西フランドル、東フランドル、エーノー、リエージュ、ランブル、ルクサンブル、ナミュールである。ただしルクサンブルとドイツ連邦との諸関係はのぞく。

必要があるときは、法律で領土をさらに多くの州に区分することができる。

第二条 州の再区分は、法律によるのでなければ定めることができない。

第三条 国、州および市町村の境界は、法律によるのでなければ、変更または改定することができない。

第二編 ベルギー人とその権利

本憲法と政治的権利にかんするその他の法律が、この資格以外に、これらの権利の行使に必要な諸条件を定める。
第五条 帰化は、立法権によつて許される。
大帰化だけが、政治的権利の行使について、外国人をベルギー人と同等にする。

第六条 国内にはいかなる身分の区別も存在しない。

ベルギー人は、法律の前に平等である。

ベルギー人だけが、文官職および武官職につくことができる例外をのぞく。

第七条 個人の自由は、保障される。

何人も法律があらかじめ定める場合かつ法律が定める手続によらなければ訴追されえない。

現行犯の場合をのぞいては、何人も、裁判官の理由を付した命令によるのでなければ逮捕されえない。その命令は、逮捕のときまたはおそらくとも二四時間以内に通告されなければならない。

第八条 何人も、その意に反して、法律がかれに指定する裁判官から分離されえない。

第九条 いかなる刑罰も、法律によるのでなければ、設けることも課すこともできない。

第一〇条 住居は、侵すことができない。いかなる家宅捜索も、法律があらかじめ定めた場合かつ法律が定める手続によるの

第四条 ベルギー人の資格は、民事法が定める規則にしたがつ
一八三一年二月七日のベルギー憲法（訳）

でなければおこなうことができない。

第一一条 何人も、法律が定める場合かつ法律が定める方法により、および正当かつ事前の補償を受けるのでなければその所有権を奪われえない。

第二条 財産没収刑は、設けることができない。

第三条 民事死は、廃止され、ふたたび設けることができない。

第四条 宗教の自由、その公の礼拝の自由、ならびにすべての事柄についてその意見を表明する自由は、保障される。ただしこれらの自由の行使のさいにおこなわれた犯罪の処罰はのぞく。

第五条 何人も、いかなる方法においても、ある宗派の行事と儀式に参加することもその休息日を守ることも強制されえない。

第六条 国は、いかなる宗派の聖職者の任命にも就任にも干渉する権利をもたず、聖職者にたいしその高位聖職者と通信すること、およびその文書を出版することを禁止する権利ももたない。ただし文書の出版の場合は、出版と発行についての一般の責任はのぞく。

民事法上の婚姻は、つねに宗教上の結婚式に優先しなければならない。ただし必要な場合に、法律が定める例外をのぞく。

第七条 教育は自由である。すべての予防措置は禁止される。犯罪の処罰は、法律によるのでなければ定められない。

国の費用で施される公教育は、同じく法律によって定められる。

第八条 出版は自由である。検閲制度は、決して設けることができない。著作者・出版者または印刷者の保証金は、要求することができない。

著者が知られておりかつベルギーに居住しているときは、出版者、印刷者または配布者を、訴追することはできない。

第九条 ベルギー人は、法律にしたがって平穏かつ武装しないで集会する権利をもつ。法律は、この権利の行使を規律することができる。ただし、この権利の行使につき、事前の許可を受けさせることはできない。

この規定は、屋外集会には適用されない。屋外集会は、すべて警察法規にしたがう。

第十条 ベルギー人は、結社の権利をもつ。この権利にたいしていかなる予防措置をとることもできない。

第十二条 各人は、公機関にたいし、一人または数人が署名した請願書をさし出す権利をもつ。

法律で組織された団体だけが、集団の名において請願書をさし出す権利をもつ。

第十三条 信書の秘密は、侵されない。
郵便に託された信書の秘密の侵害について責任を負う官吏は、法律が定める。

第十四条 ベルギーで通用している言葉の使用は、随意である。その使用は、法律によりかつ公機関の行為と裁判事務につい

てだけ規律することができる。

第二四条 公務員の行政行為について公務員を訴追するためには、いかなる事前の許可も必要としない。ただし大臣にかんして定めるものをのぞく。

第一章 議院

第二五条 すべての権力は、國民から生ずる。

すべての権力は、憲法に定められた方法によつて行使される。

第二六条 立法権は、國王、代議院および元老院によつて共同的に行使される。

第二七条 発議権は、立法権の二部門の各部門に属する。

ただし國の歳入または歳出あるいは軍隊の徵募定数にかかるすべての法律はまず代議院によつて議決されなければならぬ。

第二八条 法律の有権解釈は、立法権だけに属する。

第二九条 憲法が定めるような執行権は、國王に属する。

第三〇条 司法権は、法院と裁判所によつて行使される。

判決と決定は、國王の名において執行される。

第三一条 市町村または州にのみかんする利益は、憲法によつて定められた原則によつて市町村議会または州議会によつて規律される。

第三二条 兩議院の議員は、たんにかれらを任命した州または州の一部を代表するのではなく、國民を代表するのである。

第三三条 議院の会議は、公開される。

ただし、各議院は、その議長または十人の議院の要求にもとづいて秘密会となる。

各議院は、ついで絶対多数で、会議が同じ議題につき、ふたたび公開でおこなわねばならないかどうかを決定する。

第三四条 各議院は、その議員の権限を審査し、この問題について生じる争訟を裁判する。

第三五条 何人も同時に両院の議員となることはできない。

第三六条 政府によつて有給の官職に任命され、それを受諾した議員は、ただちに議席を失い、新選挙によるのでなければその職権を回復することができない。

第三七条 各議院は、各会期において、その議長、副議長を任命し、その理事部を組織する。

第三八条 すべての議決は、投票の絶対多数でおこなわれる。

ただし選挙と推薦にかんして議院規則が定めるものをのぞく。

投票が可否同数の場合は、討議された提案は否決される。

各議院は、その議員の過半数が集会するのでなければ、議決をおこなうことができない。

第三九条 表決は、高声でまたは起立によつておこなわれる。

法律の全体についての表決は、つねに指命点呼によつてかつ高声でおこなわれる。候補者の選舉の推薦は、秘密投票でおこなわれる。

第四〇条 各議院は、調査権をもつ。

第四一条 法律案は、各条文ごとに表決したあとでなければ、各議院において採決することができない。

第四二条 議院は、提案された条項と修正を修正しかつ区分する権限をもつ。

第四三条 議院にたいする請願書をみずから提出することは禁止される。

各議院は、議院にさし出された請願書を、大臣に移送する権限をもつ。大臣は、議院がそれを要求するたびに、その内容について説明を与へねばならない。

第四四条 兩議院の議員は、その職權の行使のさいに表明した意見または投票のために訴追または捜索されえない。

第四五条 兩議院の議員は、会期中は、現行犯の場合をのぞいては、その所属する議院の許可がなければ、懲罰にかんして訴追も逮捕もされえない。

両議院の議員にたいする民事拘束は、会期中は、同じ許可がなければおこなうことができない。

両議院の議員の拘束または訴追は、議院がそれを要求するときは、会期中かつその全期間のあいだ停止される。

第四六条 各議院は、その規則によつてその権限を行使する方法を定める。

第一節 代議院

第四七条 代議院は、選舉法で定められた税額を支払う市民によって直接に選舉された代議士で組織される。その税額は、直接税一〇〇フロラン以下、二〇フロラン以上でなければならぬ。

第四八条 選舉は、法律が定める州の区分によりかつその場所においておこなわれる。

第四九条 代議士の数は、人口にもとづいて選舉法が定める。この数は、住民四〇、〇〇〇人に一人の代議士の割合を超えることができない。選舉人となるために必要な条件と選舉手続もおなじく選舉法が定める。

第五〇条 被選舉人となるためには、つぎのことが必要である。1 生れつきベルギー人であることまたは大帰化を認められたこと。

- 2 市民権と公権を享有していること。
- 3 満二十五歳であること。
- 4 ベルギーに居住すること。

その他のいかなる被選舉資格の要件も要求することができない。

第五一条 代議院議員は、四年の任期で選舉される。代議院議員は、選舉法が定める順序にしたがつて二年ごとに半数が改選される。

解散の場合には、議院の全員が改選される。

第五二条 代議院の各議員は、その会期の全期間中月二〇〇フロランの手当をうける。会議がおこなわれる町に住む議員は、いかなる手当もうけない。

第二節 元 老 院

第五三条 元老院議員は、各州の人口に応じて、代議院議員を選挙する市民によつて選挙される。

第五四条 元老院は、他の議院の代議士の数の半数にひとしい数の議員で組織される。

第五五条 元老院議員は、八年の任期で選挙される。元老院議員は、選挙法が定める順序にしたがつて四年ごとに半数が改選される。

第五六条 元老院議員に選挙され、とどまることができるためには、つぎのことが必要である。

- 1 生れつきベルギー人であることまたは大帰化を認められたこと。
- 2 市民権と公権を享有していること。
- 3 ベルギーに居住すること。
- 4 四〇歳以上であること。
- 5 ベルギーにおいて一、〇〇〇フロラン以上の直接税を支払うこと。営業税もふくまれる。

直接税一、〇〇〇フロランを支払う市民の名簿が人口六、〇〇〇人に一人の割合に達しない州では、市民の名簿は、この六、〇〇〇人に一人の割合に達するまで州の中でもつとも

多額の納税者によつて補足される。

第五七条 元老院議員は、俸給も手当もうけない。

第五八条 国王の推定相続人は、一八歳で当然に元老院議員となる。国王の推定相続人は、二五歳ではじめて議決権をもつ。

第五九条 代議院の会議の時以外に開かれる元老院のすべての会議は、当然に無効である。

第二章 国 王 と 大 臣

第一節 国 王

第六〇条 国王の憲法上の権限は、レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリック・ド・サクス・コブルーク・グレーフィーの直系、実系かつ嫡系の男系の男子孫が長子相続の順序により女子とその子孫を永久に排除して繼承する。

第六一条 レオポルド・ジョルジ・クレティアン・フレデリック・ド・サクス・コブルーク・グレーフィーの男系の子孫が無い場合は、同陛下は、次条に規定する方法で表明される、両院の同意をえてその繼承者を指命することができる。

前項の方法によつておこなわれる指命がない場合には、王位は空位となる。

第六二条 国王は、両院の同意がなければ、同時に他の国の元首になることができない。

両議院は、その総議員の少くとも三分の二が出席しないならば、この事項を審議することができず、かつ少くとも三分

の二の賛成投票がなければ可決することができない。

第六三条 国王の一身は侵すことができない。責任は、国王の大臣が負う。

第六四条 いかなる国王の行為も、一人の大臣の副署がなければ、効力をもつことができない。大臣は、その副署によってだけ責任を負う。

第六五条 国王は、その大臣を任命しかつ罷免する。

第六六条 国王は、軍隊における階級を授ける。

国王は、一般行政官と外交官を任命する。ただし法律が定める例外をのぞく。

国王は、法律の明示の規定によらなければ、他の官吏を任命することができない。

第六七条 国王は、法律の執行に必要な規則と命令を制定する。ただし決して法律そのものを停止することも法律の執行を免除することもできない。

第六八条 国王は、陸・海軍を指揮し、戦争を宣言し、平和条約、同盟条約および通商条約を締結する。国王は、これらのことと、国の利益と安全が許すかぎりすみやかに、適当な情報をそえて、両議院に通告する。

通商条約および国に負担をかけるかまたはベルギー人を個人的に拘束することができる条約は、両議院の同意をえたのちでなければ効力を生じない。

領土のいかなる割譲、交換、添付も、法律によるのでなければおこなうことができない。いかなる場合においても、条

約の秘密条項は、公示の条項を破棄することはできない。

第六九条 国王は、法律を裁可し、公布する。

第七〇条 両議院は、毎年一月の第二火曜日に当然に会合する。ただし両議院が、国王によってそれ以前に召集された場合にはこの限りでない。

両議院は、毎年少くとも四〇日間は開会しなければならない。

国王は、閉会を宣言する。

国王は、臨時に両議院を召集する権限をもつ。

第七一条 国王は、同時にまたは個別に、両議院を解散する権限をもつ。解散の詔書には、四〇日以内の選挙人の召集と二月以内の両議院の召集が記載される。

第七二条 国王は、両議院を停会することができる。ただし停会は、一月の期間を超えることができず、両議院の同意なしには同じ会期中にふたたびおこなうことができない。

第七三条 国王は、裁判官によって宣告された刑罰を免除または減輕する権限をもつ。ただし大臣にかんして定められているものをのぞく。

第七四条 国王は、法律にしたがって、貨幣を鑄造する権限をもつ。

第七五条 国王は、貴族の称号を授与する権限をもつ。ただしそれにたいしては決していかなる特權もつけることができない。

第七六条 国王は、法律の規定にしたがって、軍事勲章を授与

する。

第七七条 各統治期間の王室費は、法律が定める。

第七八条 国王は、憲法および憲法にもとづいて定められた特別法が明白に与えている権限以外の権限をもたない。

第七九条 国王が死ねば、両議院は、おそらくとも死亡の日の一〇日ごに、召集なしに会合する。両議院がそれ以前に解散されていて、解散詔書の中に定められた召集の日が、一〇日いこの期日にあたる場合は、前の両議院が、交替すべき両議院の会合まで、その権限をふたたび行使する。

一院だけが解散されているときにも、同じ規定がこの議院に適用される。

国王の死亡から、その王位継承者または摂政の宣誓まで、国王の憲法上の権限は、ベルギー人民の名において、大臣の会議がその責任のもとに、行使する。

第八〇条 国王は、満一八歳で成年となる。

国王は、両議院合同会の内部で、つぎの宣誓を正式におこなったのちにはじめて王位を継承する。
「朕は、ベルギー人民の憲法と法律を遵守し、国家の独立を維持し、領土を保全することを誓う」

第八一条 国王死亡のさいその繼承者が未成年のときは、両議院は、摂政と後見を任命するために合同会議を開く。

第八二条 国王が統治することが不可能であるときは、大臣が、この不可能なことを確認させたのちに、ただちに両議院を召集する。両議院の合同会議は、後見と摂政を任命する。

第八三条 摶政職は、一人の人にだけ委ねられる。摶政は、第八〇条によって定められた宣誓をおこなったのちにはじめて職務につく。

第八四条 摶政職のあいだは、いかなる憲法の変更もおこなうことができない。

第八五条 王位が空位の場合は、全員が改選された両議院の会合まで、両議院の合同会議が一時的に摶政を任命する。この会合はおそらくとも二月以内におこなわれる。新議会の合同会議は、最終的に空位をみたす。

第二節 大 臣

第八六条 生れながらのベルギー人であるか、大帰化を認められた人でなければ、何人も大臣となることはできない。

第八七条 いかなる王室構成員も、大臣となることはできない。

第八八条 大臣は、いずれの議院においても、その議員であるときをのぞいては、投票権をもたない。

大臣は、各議院に出席することができ、大臣が発言を求めるときは、その発言は聽かれねばならない。

両議院は、大臣の出席を要求することができる。

第八九条 いかなる場合においても、国王の口頭または文書による命令は、大臣の責任を免除することができない。

第九〇条 代議院は、大臣を告訴する権限と大臣を破毀院の前に召喚する権限をもつ。破毀院だけが、その連合部で大臣を裁判する権限をもつ。ただし被害者による民事訴訟の提起、

および大臣がその職権の行使外でおかした犯罪と輕罪にかんして法律が定めるものはのぞく。

代議院によつて認められた告訴にもとづき、または被害者の訴追にもとづき、大臣の責任が生じる場合、大臣に課せらる刑罰、大臣にたいする訴訟手続は、法律で定める。

第九一条 国王は、両議院のいずれかの議院の要求にもとづく場合だけ、破毀院によつて刑を言渡された大臣に特赦を与えることができる。

第三章 司 法 権

第九二条 私権を対象とする争訟は、裁判所の管轄に専属する。

第九三条 公権を対象とする争訟は、法律が定める例外をのぞき、裁判所の管轄に属する。

第九四条 法律によらなければ、いかなる裁判所も、いかなる裁判管轄も設けることができない。いかなる名称であつても、特別委員会または特別裁判所を創設することができない。

第九五条 全ベルギー国に、一破毀院が設けられる。

破毀院は、大臣の裁判の場合をのぞいては、事件の本案を審理しない。

第九六条 裁判所の法廷は、公開される。ただしこの公開が秩序または風俗に危険な場合はのぞく。この場合、裁判所は判断によってこれを宣告する。

政治犯罪と出版犯罪については、全員一致によらなければ、

傍聴禁止を宣告することができない。

第九七条 すべての刑事事件および政治犯罪と出版犯罪にたいして、陪審が設けられる。

第九九条 治安判事と裁判所の判事は、直接に国民によつて任命される。

控訴院判事と控訴院の管轄に属する第一審裁判所の所長と副所長は、控訴院が提示した名簿と州議会の提示した名簿の一いつの二倍の名簿から国王が任命する。

破毀院判事は、元老院の提示した名簿と破毀院の提示した名簿の一いつの二倍の名簿から国王が任命する。

これら一いつの場合一に、一名簿に記載された候補者は、おなじく他の名簿に記載されることができる。

すべて提示された名簿は、少くとも任命前の一五〇日間公開される。

法院は、その内部で、その所長と副所長を選ぶ。

第一〇〇条 裁判官は、終身任命される。

いかなる裁判官も、判決によるのでなければ、その地位を奪われたり、停職されたりされえない。

裁判官の転任は、新任命によりかつ本人の同意にもとづくのでなければおこなうことができない。

第一〇一条 国王は、法院と裁判所に付置される検察官を任免する。

第一〇二条 裁判官の俸給は、法律によつて定められる。

第一〇三条 いかなる裁判官も、政府から報酬をともなう職務を受けることができない。ただし裁判官がその職務を無償でおこなう場合および法律が定める兼職禁止の場合にあたらない場合をのぞく。

第一〇四条 ベルギー国には、三控訴院が設けられる。

控訴院の管轄と設置される場所は、法律が定める。

第一〇五条 軍事裁判所の組織、その権限、この裁判所構成員の権利と義務およびその任期は、特別法が規律する。

法律が定める場所に、商事裁判所が設けられる。商事裁判所の組織、その権限、その構成員の任命方法とその任期は、法律が定める。

第一〇六条 破毀院は、法律が定める方法によつて権限争議について裁定する。

第一〇七条 法院と裁判所は、法律に適合する場合でなければ、全国的の、州のおよび地方の命令と規則を適用しない。

第四章 州と市町村の制度

第一〇八条 州および市町村の制度は、法律で定める。

これらの法律は、つきの原則の適用を確立する。

- 1 直接選挙。ただし市町村府の長と州の議会に駐在する政府委員にかんして法律が定めることができる例外をのぞく。

一八三一年二月七日のベルギー憲法（訳）

2

州および市町村の利益にかんするあらゆる事項を州議会および市町村議会に帰属させること。ただし法律が定める場合かつ方法にしたがつてそれらの行為に承認を受けさせることを妨げない。

3

法律が定める範囲内で州議会および市町村議会の会議の公開。

4

予算と決算の公開。

5

州議会および市町村議会が、その権限を超えて一般の利益を害するのを防止するための国王および立法権の干涉。

第一〇九条 戸籍謄本の作成と戸籍簿の保管は、市町村府の権限に専属する。

第四編 財政

第一一〇条 国のためになるいかなる租税も法律によるのでなければ設定することができない。

いかなる州の租税も賦課金も、州議会の同意がなければ、設定することができない。

いかなる市町村の租税も賦課金も、市町村議会の同意がなければ設定することができない。

- 1 州および市町村の賦課金にかんし、経験上必要であることが証明される例外は、法律が定める。

一一一条 国のための租税は、毎年議決される。

国のための租税を設定する法律は、それが更新されない場合は、一年間しか効力をもたない。

第一一二条 租税にかんして特権を設けることができない。

法律によるのでなければ、いかなる租税の免除または軽減も定めることができない。

第一一三条 法律によつて明白に除外された場合の外は、国、州、市町村のための租税としてでなければ、いかなる報酬も市民から要求されえない。現行の埋立地および排水工事組合の制度は、改められない。それらの制度は、通常の立法の定めるところにしたがう。

第一一四条 国庫の負担に属するいかなる恩給も、いかなる手当も法律によるのでなければ、支給することができない。

第一一五条 議会は、毎年、決算法を定め、予算を議決する。すべての国の収入と支出は、予算と決算に計上されねばならない。

第一一六条 会計検査院の構成員は、法律が定める期間、代議院によって任命される。

会計検査院は、一般行政の会計と国庫にたいして責任を負うすべての官吏の会計の検査と清算を任務とする。会計検査院は、予算のいかなる支出項目も超過せず、かついかなる流用もおこりえないように監視する。会計検査院は、國の種々の行政の会計を判定し、かつこの目的のためにすべての情報と必要なすべての会計書類を集めねばならない。國の総決算は、会計検査院の意見をそえて両議院に提出される。

会計検査院の組織は、法律によつて定められる。

第一一七条 聖職者の俸給と恩給は、國が負担する。これに充当するために必要な金額は、毎年、予算に計上される。

第五編 武 力

第一一八条 軍隊の徵募の方法は、法律で定められる。軍人の昇級、権利および義務もおなじく法律で規律される。

第一一九条 軍隊徵募の定数は、毎年議決される。徵募定数を定める法律は、更新されないかぎり、一年間しか効力をもたない。

第一二〇条 憲兵の組織と権限は、法律で定める。

第一二一条 いかなる外国軍隊も、法律によるのでなければ、國の勤務につくことも、領土を占領するかまたは通過することも許されない。

第一二二条 民兵が設けられる。民兵の組織は、法律によつて規律される。少くとも大尉までのすべての階級の将校は、民兵によつて任命される。ただし会計官のために必要と考えられる例外をのぞく。

第一二三条 民兵の動員は、法律によるのでなければ、おこなうこと�이できない。

第一二四条 軍人は、法律が定める方法によらなければ、その階級、榮譽および恩給を剥奪されえない。

第六編 一般規定

第七一条にしたがって、新両議院が召集される。

この両議院は、国王と共同で、改正にふせられた諸点を決定する。

第一二五条 ベルギー国民は、赤、黄および黒の国旗を採用し、王国の紋章として、「团结は力である」という銘のあるベルギー獅子を採用する。

第一二六条 ブリュッセル市がベルギーの首府でありかつ政府の所在地である。

第一二七条 法律によるのでなければ、いかなる宣誓も強要されえない。宣誓の方式は、法律が定める。

第一二八条 ベルギーの領土にいるすべての外国人は、身体と財産にたいして与えられる保護を享有する。ただし法律が定める例外をのぞく。

第一二九条 いかなる法律も、一般行政の、州のまたは市町村のいかなる命令も規則も、法律が定める形式において公布されたのちでなければ、拘束力がない。

第一三〇条 憲法は、全面的にも、部分的にも停止することはできない。

この宣言は、その外国人が成年者であれば、本憲法施行の日から六ヶ月以内におこなわればならず、その外国人が未成年者であれば、その成年に達したのち一年以内におこなわねばならない。

この宣言は、その外国人が住居を有する場所を管轄する州の行政府の前でおこなわれる。

第一三一条 立法権は、その指示する憲法の規定を改正する必要があることを宣言する権限をもつ。

この宣言のうちに、両議院は、当然に解散する。

第七編 憲法の改正

一八三一年二月七日のベルギー憲法（訳）

告訴するための裁量権をもち、破毀院は、犯罪を特定し、かつ刑罰を確定して、大臣を裁判するための裁量権をもつ。

しかし刑罰は、懲役刑以上であることができない。ただし刑法によって明白に規定されている場合はのぞく。

第一三五条 法院と裁判所の職員は、法律によって定められるまで、現状のまま維持される。

この法律は、第一回の立法会期のあいだに定められねばならない。

第一三六条 破毀院構成員の第一回任命の方式は、前条と同じ会期中に制定される法律が定める。

第一三七条 一八一五年八月二十四日の基本法および州と地方の規則は、廃止される。しかし州府および地方政府は、法律が別に定めるまで、その権限を保持する。

第一三八条 憲法施行の日から、憲法に違反するすべての法律、勅令、命令、規則およびその他の行為は、廃止される。

第一三九条 国民会議は、各別の法律によりかつできるだけ早く、つぎの事項について定める必要があることを宣言する。

一八一四年六月二一日のロンドン議定書の第一条は、オランダがベルギーを合併することを認めていた。そこで一八一五年八月二十四日に公布されたオランダの基本法は、三〇年の革命まで、両国に共通のものであった。

一八三〇年八月二十五日フランスの七月革命の影響をうけてブリュッセルで革命がおこり、独立国としてのベルギーが誕生することとなつた。

あとがき

- | | |
|----|-----------------------|
| 8 | 兼職の幣害を予防するための適当な手段 |
| 9 | 破産と支払猶予の法律の改正 |
| 10 | 軍隊の組織、昇進と退役の権利および軍刑法典 |
| 11 | 諸法典の改正 |

- 1 出版
- 2 陪審の組織
- 3 財政
- 4 州と市町村の組織
- 5 大臣とその他の官吏の責任
- 6 司法組織
- 7 恩給表の改正

スチチャショノである)

そのいの憲法は、一八九三年、一九一〇年、一九二一年に部分的に改正されたが、現在も効力をもつてゐる。

訳文は、Gänther Franz の Staatsverfassungen にある原文にもとづいてある。訳出にあたっては、改正憲法の訳ではあるが、清宮四郎教授訳（有斐閣刊）を主に参照した。その他、今井威氏訳「世界各国憲法典」（有信堂刊）、Franz の独訳、Dodd の英訳などを参考にした。